

## 4. 規程の制定及び変更等に関する事項

### 4-1 規程の変更

#### (1) 業務を執行する理事の職務規程の一部変更

業務を執行する理事の職務規程第4条の法人業務の内容に「(16)経営管理者等に対する教育政策の理解の普及」が欠落していることから、追加変更することを平成24年4月28日の第10回理事会において変更した。

#### (2) 事業組織運営規程の一部変更の件

平成24年度事業計画の事業組織の名称に平仄を合わせるため、第5条の(6)、(13)の事業組織の名称を変更することと、「業務を執行する理事の職務規程」と整合を図るため、第8条、9条、10条、11条、17条に規定の「業務執行理事」を「業務を執行する理事」に改めるとともに、同規程に施行日が明示されていないことから、平成24年4月28日の第10回理事会において附則を修正変更した。また、附則での施行日の記載については、本協会の規程全体に亘り適用することとし、各種の規程について見直しを行い、附則に施行日を追加・明示する変更を併せて行うことにした。

### 4-2 規程の制定

#### (1) 業務及び財務等に関する資料閲覧・公開規程の制定

業務及び財務等に関する資料の閲覧・公開に関する規程について、閲覧・公開の対象資料、閲覧・公開場所、管理責任者、複写、持ち出しの制限等を平成24年4月28日の第10回理事会において制定し、同日施行した。なお、閲覧資料と公開資料の違いは、閲覧資料は第3条の(1)から(9)に該当する資料で原本であること。公開資料は閲覧資料の他に報告資料類、案内資料類、説明資料類、委員会資料類とした。なお、用語の表記について「および」については、「及び」に統一することとし、本協会の規程全体について見直し、適用することとした。

#### (2) 公印管理規程の制定

公印の管理に関する規程について、公印の種類、公印の管理、公印の取扱い等を平成24年4月28日の第10回理事会において制定し、同日施行した。